

年度末に退職される方の健康保険について

1 退職後の健康保険について

共済組合（健康保険）の組合員資格は、退職日の翌日に喪失します。退職後は、いずれかの健康保険に加入することになります。

(1) 退職後、再就職する場合

再就職する場合、就職先の健康保険に加入します。手続は雇用主が行います。ご不明な点は、就職先にお問い合わせください。

横浜市で引き続き会計年度任用職員として働かれる場合は、

本市で「**会計年度任用職員**」として働く

次の(ア)又は(イ)に該当する場合、当組合に**再加入**します。

(ア) 週の勤務時間、1か月の勤務日数が正規職員の3/4以上で雇用期間2か月超

(イ) ①～④すべて満たす

①勤務時間週20時間以上、②月額報酬8.8万円以上、③雇用期間2か月超

④学生でない（週勤務時間又は月勤務日数が常勤の3/4未満）

職員番号が変わる場合、新しい組合員証を交付します。職員番号が変わらない場合は、お持ちの組合員証をそのままお使いください。

(ア)、(イ)のどちらにも該当しない場合、次の「(2) 退職後、再就職しない場合」をご参照ください。

(2) 退職後、再就職しない場合

ア 当組合の任意継続組合員になる

次頁「2 横浜市職員共済組合の任意継続制度について」をご参照ください。

イ 国民健康保険に加入する

お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口へお問い合わせください。

ウ ご家族の健康保険（被扶養者）の被扶養者になる

ご家族の加入している健康保険組合等へお問い合わせください。

イ、ウの加入手続に「**資格喪失証明書**」が必要な方は、所属の共済組合事務担当者を通じて当組合へご依頼ください（依頼が無いと発行されません）。

2 横浜市職員共済組合の任意継続組合員制度について

任意継続組合員制度とは、退職後も共済組合の組合員資格を継続できる制度です。退職時に共済組合の被扶養者として認定されていたご家族は、引き続き任意継続組合員の被扶養者とすることができます。

【加入条件】 任意継続制度に加入するには、次の条件を満たす必要があります。

条件① 退職日の前日まで継続して**1年以上組合員期間**があること

条件② 退職日から起算して20日以内に共済組合に申請書が受理され、かつ資格取得月の掛金（保険料）を支払うこと



【期間】

退職後、**最長で2年間**加入できます。

【任意継続掛金（保険料）】

任意継続組合員は、退職前とほぼ同様の給付を受けられますが、掛金は事業主負担分がなくなるため、**全額自己負担になります。**（掛金は退職時の2倍）

ご自身の給与明細書にある 共済短期掛金 ￥19,738 だったら・・・ 共済介護掛金 ￥3,709 （介護掛金は40歳から65歳まで）	2倍 ➔	掛金はそれぞれ2倍になります。 （短期）￥39,476 （介護）￥7,418 合計すると￥46,894 となります※
--	---------	---

※ただし、毎年上限額がありますので上限に達した場合はその上限額にあわせませす。

【掛金の算出方法】

短期掛金：「退職時の標準報酬月額」×「短期掛金率」

介護掛金：「退職時の標準報酬月額」×「介護掛金率」

〈参考〉令和5年度の掛金率は短期：1000分の89.72

介護：1000分の16.86

（計算上限標準報酬月額は44万円）

なお、掛金率等は毎年度変わります（令和6年度の掛金率等は、令和6年3月中旬の組合会で決定します。）

任意継続に加入した翌年度の掛金については、**退職時の標準報酬月額を基準**にしますので、退職により収入が減少したからといって、掛金が安くなることはありません。

【掛金の納め方】

掛金は納付書によりコンビニエンスストアで納付していただきます。

銀行、郵便局等の金融機関での払い込みや、口座引き落としはできません。

【申請手続】

任意継続組合員になるには**申請手続が必要です。**

任意継続組合員資格取得申出書と**必要な書類**を添付して、横浜市職員共済組合医療福祉課医療給付係へ庁内メール、又は郵送で申請してください（所属を経由する必要はありません）。

【申請に必要な書類】

全員共通

- (1) ⑤任意継続組合員資格取得申出書
- (2) 郵便切手（任意継続組合員証を簡易書留で郵送する際に使用）
毎月払いの場合 490円分の切手、半年・1年払いの場合 444円分の切手
（令和5年10月より郵便料金が変わりました）

被扶養者を引き続き扶養する場合 ※新規の被扶養者申請は不可

- (3) 住民票（続柄記載のある世帯全員のもので、個人番号記載のないもの）
- (4) 被扶養者の「課税証明書」※収入のない20歳未満の学生は提出不要
- (5) 被扶養者の収入が確認できる書類（年金振込通知書や直近3か月分の給料明細書、確定申告一式のコピーなど）※収入がある場合のみ提出
- (6) 被扶養者が高校生・大学生・専門学生の場合「学生証のコピー」

【提出締切日】

4月19日（金） 共済組合必着。

申出書が共済組合で受理されないと、任意継続組合員になれません。なるべく3月中の早期提出にご協力ください。

<任意継続資格取得申出書は3月1日（金）から受け付けます>

- 3月19日（火）までに共済組合へ申出書が提出された場合、3月29日（金）までに組合員証（保険証）、掛金（保険料）納入通知書等を申出のご住所へ簡易書留にて発送します（ご住所によって到着日は異なります）。
- 3月19日（火）より後に提出された場合は、29日以降順次発送します。

3 任意継続に関してよくあるご質問

Q1 国民健康保険と掛金はどちらが安いのですか？

- A1** 任意継続掛金のひと月の目安は、退職時の掛金額（「共済短期掛金」と「共済介護掛金」※の合計）の約2倍です。
（【任意継続掛金（保険料）】参照）。国民健康保険の保険料は自治体によって異なります。お住まいの市役所・区役所の国民健康保険担当窓口にご確認ください。
※介護掛金は40歳以上65歳未満の方に掛かります。

Q2 任意継続にはどのような特典がありますか？

- A2** これまでと同様に、高額療養費・附加給付金が支給されます。また、「総合健診」や「がん検診」の受診や、ベネフィットステーション（福利厚生サービス）などを利用できます。

Q3 加入して2年目で国民健康保険に切り替えることはできますか？

- A3** 喪失手続を行えば、任意継続組合員を辞めることができます。喪失手続は「任意継続組合員資格喪失申出書」の提出が必要です。

Q4 資格取得申出書の標準報酬月額が分かりません

- A4** 給与明細書の「短期 ○等級・●●●千円」をご参照ください。

Q5 退職後、再就職までに期間が空いています。その間任意継続に加入できますか？

A5 加入条件（【加入条件】参照）を満たせば加入できます。ただし、就職先で新しい健康保険に加入しましたら、任意継続組合資格の喪失手続きが必要です。掛金の過納があった場合は、喪失手続き完了後に還付されます。（加入月に喪失した場合は還付されません）

Q6 現在適用期間中の限度額適用認定証・高齢受給者証は引き続き使えますか？

A6 任意継続組合員になると「記号・番号」が変わりますので、現在お持ちの限度額証・高齢受給者証は使用できなくなります。該当の方には、任意継続組合員証と一緒に、新しい限度額証・高齢受給者証を郵送します。



4 詳細・HP

- 「令和5年度横浜市職員共済ガイド（P.85～）」※YCANからもご覧いただけます。
<http://inw1.office.ycan/b/so/kyosai/guide/>
- 横浜市職員共済組合 WEB サイト（任意継続組合の資格所得について）
<https://yokohama-kyosai.or.jp/wp-content/uploads/ninkeisyutoku.pdf>
- 任意継続組合員資格取得申出書は WEB サイト、又は YCAN の共済組合のページからダウンロードできます。「㊟任意継続組合員資格取得申出書」をご提出ください。

ぜひ一度、使ってみませんか？ **マイナンバーカードの保険証利用**

詳細は厚生労働省WEB サイトをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

